**長生村障がい者計画**

**（令和３年度～令和８年度）**

**長生村第６期障がい福祉計画**

**長生村第２期障がい児福祉計画**

**（令和３年度～令和５年度）**



**令和３年３月**

**長　生　村**

は　じ　め　に

本村では、障害者基本法に基づき、障がい者施策の基本理念や施策の方向性を定めるため、障がい者計画を策定し、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすいむらづくり」を目指して取り組んでまいりました。

国の動向としては「共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援すること」を基本理念とし、「障害者基本計画（第4次）」（平成30年度～令和4年度）を策定されました。また、千葉県では「障がいのある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築」を目的に「第七次千葉県障害者計画」（令和３年度～令和5年度）が策定されました。

これらを踏まえ、既存の計画の進捗状況を振り返りつつ、障がい者へのアンケート調査を行い、皆様方のご意見等を伺ったうえで、「長生村障がい者計画」は令和３年度から令和８年度までの６か年の本村の障がい者計画の基本方針を、「長生村第６期長生村障がい福祉計画」及び「長生村第２期障がい児福祉計画」は令和３年度から令和５年度までの３か年における障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの到達目標と方策について定める計画を策定いたしました。

今後、本計画に基づき障がい福祉施策の充実・推進を図り、障がいのある方々が安心して快適に暮らしていける村づくりを進めてまいりたいと思います。村民皆様には、より一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご協力いただきました村民の皆様や、貴重なご意見をいただきました長生村障がい者計画等策定委員をはじめとする関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

令和３年３月

　　　　　　　　　長生村長　**小　髙　陽　一**

目　次

[総　論…………………………………………………………………….1](#第１章計画の策定にあたって)

[第１章　計画の策定にあたって…………………………………………………………………３](#_第１章_計画の策定にあたって)

[第１節　計画策定の背景・趣旨………………………………………………………………３](#第１節計画策定の背景・趣旨)

[第２節　計画の位置づけ・性格………………………………………………………………４](#第２節計画の位置づけ・性格)

[第３節　計画の対象……………………………………………………………………………５](#第３節計画の対象)

[第４節　計画の期間……………………………………………………………………………５](#第４節計画の期間)

[第５節　第５期計画からの変更点……………………………………………………………６](#第５節第５期計画からの変更点)

[第２章　障がいのある人を取り巻く状況………………………………………………………８](#第２章障がいのある人を取り巻く状況)

[第１節　長生村の人口推移……………………………………………………………………８](#第１節長生村の人口推移)

[第２節　長生村の障がいのある者（児）の現状……………………………………………９](#第２節長生村の障がいのある者（児）の現状)

[第３節　アンケート調査結果………………………………………………………………１２](#第３節アンケート調査結果)

[第３章　計画の基本理念と基本目標…………………………………………………………２２](#第３章計画の基本理念と基本目標)

[第１節　計画の基本理念……………………………………………………………………２２](#第１節計画の基本理念)

[第２節　計画の基本目標……………………………………………………………………２２](#第２節計画の基本目標)

[第３節　施策の体系…………………………………………………………………………２４](#第３節施策の体系)

[各　論…………………………………………………………………２５](#第４章障がい福祉サービスの充実)

[第４章　障がい福祉サービスの充実 （「障がい福祉計画」）………………………..……２７](#第４章障がい福祉サービスの充実)

[第１節　訪問系サービスの充実……………………………………………………………２](#第１節訪問系サービスの充実)７

[第２節　日中活動系サービスの充実………………………………………………………２９](#第２節日中活動系サービスの充実)

[第３節　居住系サービスの充実……………………………………………………………３４](#第３節居住系サービスの充実)

[第４節　その他の障がい福祉サービス……………………………………………………３６](#第４節その他の障がい福祉サービス)

[第５節　地域生活支援事業の推進…………………………………………………………３８](#第５節地域生活支援事業の推進)

[第５章　障がい児福祉サービスの充実 （「障がい児福祉計画」）………………………..４７](#第５章障がい児福祉サービスの充実)

[第１節　障がい児通所支援、相談支援等のサービスの充実……………………………４７](#第１節障がい児通所支援、入所支援、相談支援等のサービスの充実)

[第２節　保健・医療・教育・福祉の充実…………………………………………………５１](#第２節保健・医療・教育・福祉の充実)

[第６章　障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の目標値…………５４](#第６章障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の目標値)

[第１節　障がい福祉サービス等の提供体制の目標値の設定……………………………５４](#第１節障がい福祉サービス等の提供体制の目標値の設定)

[第２節　障がい児通所支援等の提供体制の目標値の設定………………………………５７](#第２節障がい児通所支援等の提供体制の目標値の設定)

[第３節　相談支援体制の充実・強化等……………………………………………………５８](#第３節相談支援体制の充実・強化等)

[第４節　障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築……５９](#第４節障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築)

[第７章　障がいのある人の社会参加への支援………………………………………………６０](#第７章障がいのある人の社会参加への支援)

[第１節　雇用・就労の促進と安定…………………………………………………………６０](#第１節雇用・就労の促進と安定)

[第２節　生涯学習や文化活動の充実………………………………………………………６０](#第２節生涯学習や文化活動の充実)

[第３節　差別の解消及び権利擁護の推進…………………………………………………６１](#第３節差別の解消及び権利擁護の推進)

[第８章　福祉のまちづくりの推進……………………………………………………………６２](#第８章福祉のまちづくりの推進)

[第１節　安全・安心な環境の整備…………………………………………………………６２](#第１節安心・安全な環境の整備)

[第２節　地域防災ネットワークの確立……………………………………………………６２](#第２節地域防災ネットワークの確立)

[第３節　新型コロナウイルス感染症対策について………………………………………６３](#第３節新型コロナウイルス感染症対策について)

[第９章　計画の推進……………………………………………………………………………６４](#第９章計画の推進)

[資料編…………………………………………………………………６５](#長生村障がい者計画等策定委員会設置条例)

**総　論**

|  |
| --- |
| **第１章　計画の策定にあたって** |

**第１節　計画策定の背景・趣旨**

近年、高齢化の進展に伴い、内部障がいを起因とする身体障がい者の増加や障がい程度の重度化、また、複雑な社会背景に伴う心理的なストレスによる精神障がい者の増加もみられ、「障がい者福祉」を取り巻くニーズは多様化しており、個々の状況に応じた施策の充実が求められています。

国の動向としては、平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布（平成30年4月施行）され、「地域共生社会」の実現を目指して障がい者が自らの望む生活が営むことができるよう「生活」と「就労」に対して支援の一層の充実を図ること、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため計画的な体制の構築をすること、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととされております。また、「障害者虐待防止法」（平成24年10月施行）や、「障害者差別解消法」（平成28年4月施行）の制定により、障がい者の権利擁護や障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項が定められました。

千葉県においても「第七次千葉県障害者計画」が策定され、障がい者施策の総合的な推進を図っています。

このような中で、本村では令和２年度中に計画の見直しを行い「長生村障がい者計画」、「長生村第6期障がい福祉計画」及び「長生村第2期障がい児福祉計画」を策定し、個々の障がいの種別、程度、生活実態に応じた多種多様なニーズへの対応を図りながら、障がい福祉の向上に取り組んでいきます。

これらの計画の策定にあたっては、国の障害者総合支援法の趣旨及び国の定める基本方針を踏まえ、障がい者計画の基本理念及び令和３年度から令和５年度のサービス見込量を新たに設定していきます。住民、団体、行政が連携して障がい者等が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会活動に参加・参画するとともに、障がいの有無にかかわらずすべての村民が共に生きる「共生社会」の実現を進めていきます。

**第２節　計画の位置づけ・性格**

長生村障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」を根拠とし、長生村第６期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第８８条第１項に規定する「市町村障害福祉計画」を根拠として策定を義務付けられた法定計画であります。また長生村第２期障がい児福祉計画は、児童福祉法第３３条の２０第１項により策定が義務付けられた「市町村障害児福祉計画」であります。

また、本計画は、国の「第４次障害者基本計画」や県の「第七次千葉県障害者計画」や、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」等に基づくとともに「第６次長生村総合計画」その他の村の関連計画との整合性を図りながら策定したもので、本村の障がい者施策を進めるための基本方針を示すものです。

【障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の比較】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 障がい者計画 | 障がい福祉計画 | 障がい児福祉計画 |
| 法的根拠 | 障害者基本法 | 障害者総合支援法 | 児童福祉法 |
| 策定義務 | 義務 | 義務 | 義務 |
| 計画の性格 | 障がい者の施策全般にわたる６年間の基本的な事項を定める | 障がい福祉サービス等に関する３年間の実施計画 | 障がい児福祉サービス等に関する3年間の実施計画 |

【障害者基本法に定める障がい者計画との関係】

長生村障がい者計画

【総論】

第１章　計画の策定にあたって

第２章　障がいのある人を取り巻く状況

第３章　計画の基本理念と基本目標

【各論】

第５章　障がい児福祉サービスの充実

第６章　障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の目標値

第７章　障害のある人の社会参加への支援

第８章　福祉のまちづくりの推進

第９章　計画の推進

* 計画の推進

長生村障がい福祉計画

　障がい福祉サービス及び地域生活支援事業などの円滑な実施を確保することを目的に、各年度のサービス見込量等を見込みます。

　　　　　　　＋

　　　長生村障がい児福祉計画

　障がい児福祉サービス等に関して各年度のサービス見込量等を見込みます。

第４章　障がい福祉サービスの充実

第５章　障がい児福祉サービスの充実

**第３節　計画の対象**

本計画は、障害者基本法第２条に規定されている「身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」や、難病（特定疾患）のために、日常生活や社会生活においてさまざまなハンディキャップがある人を対象とします。また、発達障がいや高次脳機能障がいなどの人に対しても、ニーズにあわせた柔軟な支援に取り組みます。

また、障害者総合支援法第４条に基づき、村内に在住の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方及び障がい児（18歳未満）を対象とします。

**第４節　計画の期間**

障がい者計画の期間は、令和３年度から令和８年度までの６か年とします。また、長生村第６期障がい福祉計画及び長生村第２期障がい児福祉計画の期間は、国の指針により、令和３年度から令和５年度までの３か年とします。なお、将来における社会経済の変動等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和６年度

令和３年度

令和５年度

令和８年度

第七次千葉県障害者計画

長生村障がい者計画

**国・第４次障害者基本計画**

**長生村第７期障がい福祉計画・長生村第３期障がい児福祉計画**

第八次千葉県障害者計画

令和４年度

令和７年度

**長生村第６期障がい福祉計画・長生村第２期障がい児福祉計画**

###

**第５節　第５期計画からの変更点**

障害者総合支援法の改正等及び国の定めた基本的な指針に基づき、主に以下の点が第５期計画から変更となりました。

**（１）基本理念に関する事項**

**①地域における生活の維持及び継続の推進**

地域の生活を希望する者が、地域での暮らしを継続できるような体制を確保し、共生社会の実現に主体的に取り組み、包括的な支援体制を構築します。

**②「地域共生社会」の実現に向けた取組**

高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互にまたは一体的に利用しやすくなる仕組みや、住民団体等によるインフォーマル活動への支援など地域づくりを主体的に取り組む仕組みを作る方向性を構築します。

**③福祉人材の確保・育成**

　　障がい福祉サービスの提供を担う人材を確保するため、長生圏域で理解促進の取組を行い、福祉人材の確保に努めます。また、人材育成・研修などの情報の周知を積極的に行い、障がい福祉サービスの質の向上を図ります。

**④障がい者の社会参加を促進**

　　障がい者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障がいのある人の文化芸術活動の推進や、視覚障がい者等への環境整備の推進を図ります。

**（２）障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方**

　　強度行動障害や高次機能障害を有する障がい者やアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症に対しては、基幹相談支援センターにおいて専門機関と連携を行い、適切な支援体制を構築します。

**（３）相談支援の提供体制の確保に対する基本的な考え方**

　**①相談支援体制の確保**

相談支援体制に関して、本村では直営で基幹相談支援センターを立ち上げ　相談業務を強化していますが年々相談件数が増加し、専門性が必要なケースが増えているため、体制の更なる強化・充実を進めていきます。

**②発達障がい者への支援**

発達障がい者に対する支援として、ペアレントプログラム（※注１）やペアレントトレーニング（※注２）等の導入を検討していきます。

**（４）障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方**

**①児童発達支援センターの強化**

児童発達支援センターについては、地域支援機能を強化することにより地域社

会への参加やインクルージョンを推進していきます。

**②保育・保健・教育等の関係機関との連携**

保育、保健医療、教育等の関係機関の連携に関して、障がい児通所支援の実施

にあたり学校等との連携を強化していきます。また、難聴障がい児支援について、早期発見や支援体制を充実させます。

**③重度心身障がい児及び医療的ケア児（※注３）のニ－ズの把握及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置**

重度心身障がい児及び医療的ケア児の人数やニ－ズの把握を行い、関係機関と

の役割分担や事例共有を行います。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置をすすめ、入院から退院支援や個々の発達段階に応じた支援を適切に行うようにします。

※注１　ペアレントプログラムとは子どもの行動修正までは目指さず「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てたプログラムです。

※注２　ペアレントトレーニングとは環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とした保護者向けのプログラムです。

※注３　医療的ケア児とは「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」（児童福祉法第５６条の６第２項）

|  |
| --- |
| **第２章　障がいのある人を取り巻く状況** |

**第１節　長生村の人口推移**

本村の人口は、令和２年4月１日現在で14,035人となっています。また、年齢3区分別人口構成では、65歳以上の人口が34％を超える高齢社会となっています。

村の総人口の推移

14,681

14,035

13,500

14,000

14,500

15,000

平成28年

平成29年

平成30年

令和元年

令和2年

（人）

14,429

14,285

14,522

（資料：住民基本台帳　各年４月１日現在）

年齢３区分別人口構成の推移

11

10.5

10.１

9.8

9.5

57.8

57.3

57.2

56.7

56.1

31.2

32.2

32.7

33.5

34.4

0%

20%

40%

60%

80%

100%

平成28年

平成29年

平成30年

令和元年

令和２年

０～１4歳（年少人口）

15～64歳（生産年齢人口）

65歳以上（高齢者人口）

（資料：住民基本台帳　各年４月１日現在）

**第２節　長生村の障がいのある者（児）の現状**

**（１）村の障がいのある者の障害者手帳所持者数とその他の現状**

令和２年4月１日現在における村の障害者手帳所持者数は703人で、そのうち身体障害者手帳所持者が71.7％、療育手帳所持者が15.2％、精神障害者保健福祉手帳所持者が13.1％となっています。

■障害者手帳所持者の内訳（各年4月1日現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| 身体障害者手帳所持者 | 520人 | 513人 | 504人 |
| 療育手帳所持者 | 98人 | 103人 | 107人 |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者 | 81人 | 92人 | 92人 |
| 合計 | 699人 | 708人 | 703人 |

（資料：福祉課）

■障害者手帳所持者の等級別の内訳（令和２年4月1日現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 身体障害者手帳所持者 | 療育手帳所持者 | 精神障害者保健福祉手帳所持者 |
| １級 | 160人 | (最重度) | 4人 | １級 | 14人 |
| ２級 | 73人 | の１(最重度) | 10人 | ２級 | 51人 |
| ３級 | 65人 | の２(最重度) | 5人 | ３級 | 27人 |
| ４級 | 149人 | Ａの１（重度） | 24人 |  |  |
| ５級 | 31人 | Ａの２（重度） | 2人 |  |  |
| ６級 | 26人 | Ｂの１（中度） | 25人 |  |  |
|  |  | Ｂの2（軽度） | 37人 |  |  |
| 合計 | 504人 | 合計 | 107人 | 合計 | 92人 |

（資料：福祉課）

■身体障がい者の内訳（各年4月1日現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 肢体不自由 | 内部障がい | 聴覚・平衡機能障がい | 視覚障がい | 音声・そしゃく・言語機能障がい |
| 平成30年 | 295人 | 142人 | 45人 | 32人　 | 6人　 |
| 令和元年 | 293人 | 141人 | 42人 | 31人 | 6人 |
| 令和２年 | 283人 | 143人 | 39人 | 33人 | 6人 |

（資料：福祉課）

###### ■自立支援医療（精神通院）受給者数（各年4月1日現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| 自立支援医療（精神通院）受給者数 | 148人 | 169人 | 152人 | 170人 | 173人 |

（資料：福祉課）

###### ■基幹相談支援センター相談件数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
| 基幹相談支援センター相談件数 | 1028件 | 1458件 | 1413件 | 1329件 |

（資料：福祉課）

###### ■茶和会（精神デイケア）利用者数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
| 茶和会（精神デイケア）利用者数 | 50人 | 74人 | 58人 | 37人 |

（資料：福祉課）

**（２）村の障がい児の療育・教育状況**

村の障がい児には発達過程において障がいの種類や程度に応じたいろいろな療育・教育の場があります。令和２年４月１日現在における18歳未満の村の障害者手帳等所持者数のうち身体障害者手帳所持者が8人、療育手帳所持者が26人となっています。

###### ■18歳未満の障がい児の年齢層別の内訳　　　　　　　　　　令和2年4月1日現在

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ０～5歳 | ６～14歳 | 15～17歳 | 計 |
| 身体障がい児 | 0人 | 6人 | 2人 | 8人 |
| 知的障がい児 | 10人 | 13人 | 3人 | 26人 |

（注）身体障害者手帳もしくは療育手帳の所持者数

（注）両手帳を所持する児童は、いずれの人数にも計上。

（資料：福祉課）

###### ■しゃぼんだまクラブの利用状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
| しゃぼんだまクラブ実利用者数 | 14人 | 14人 | 17人 | 23人 |
| 総利用者数 | 51人 | 91人 | 88人 | 75人　 |

（資料：健康推進課）

**小・中学校の障がい児の通学状況**

■小学校における障がい児の通学状況　　　　　　　　　　　　　令和２年４月１日現在

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 低学年 | 高学年 | 計 |
| 小学校特別支援学級 | 3人 | 17人 | 20人 |
| 長生特別支援学校 | 3人 | 3人 | 6人 |

（資料：子ども教育課）

###### ■中学校における障がい児の通学状況　　令和２年４月１日現在

|  |  |
| --- | --- |
|  | 計 |
| 中学校特別支援学級 | 6人 |
| 長生特別支援学校 | 3人 |

（資料：子ども教育課）

**第３節　アンケート調査結果**

**１．調査概要**

**（１）調査目的**

本調査は、長生村の障がい者施策の基本的な方針を示す計画を見直すにあたり、住民の状況・意向等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

**（２）調査方法**

調査票の配布・回収は、郵送により実施しました。

**（３）調査月**

令和２年9月

**（４）調査対象者、回収結果及び留意点**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対　　象 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
| 身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）、障がい福祉サービス利用者 | 500票 | 321票 | 64.2％ |

※長生村の住民で身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持　者及び障がい福祉サービス利用者から無作為抽出で500人を選定。

※各票の回答率(％)は四捨五入して小数点第１位まで表示しているため、合計が100％にならない箇所があります。

　※各票の実数(人数等)については、複数の障がいのある人や手帳の種類に関し

　　て未回答の人が含まれているため合計が一致しない場合があります。

**２．アンケート調査結果（抜粋）**

**（１）現在、生活されている場所はどこですか**

「一戸建て」が多く、次いで「施設入所」が5.9％となっています。

|  |
| --- |
| 現在、生活されている場所はどこですか |
| **合計　　上段:人****下段:％** | 一戸建て | マンションアパート | グループホーム | 施設入所 | その他 | 無回答 |
| 321 | 277 | ４ | 7 | 19 | 6 | 8 |
|  | 86.3 | 1.2 | 2.2 | 5.9 | 1.9 | 2.5 |

■今後施設入所者の地域での受け入れをどのように進めていくかが課題となります。

**（２）どなたと一緒に暮らしていますか**

全体では「夫・妻」が39.5％と最も高くなっておりますが、「ひとり暮らし」も14.9％となっております。

|  |
| --- |
| 一緒に住んでいる家族は何人ですか |
| 合計　　上段:人下段:％ | ひとり暮らし | 父・母 | きょうだい | 夫・妻 | 他の家族・親戚 | その他 | 無回答 | 非該当 |
| 400 | 42 | 81 | 35 | 111 | 81 | 2 | 8 | 40 |
|  | 14.9 | 28.8 | 12.5 | 39.5 | 28.8 | 0.7 | 2.8 |  |

※重複回答があります。

■ひとり暮らしの人への対応について検討が必要となります。

**（３）あなたは将来も地域で生活したいと思いますか**

将来の暮らしについては、「自宅（アパート等）で生活したい」と回答した人が71.7%と多く、「施設入所したい」が11.2%という結果です。

|  |
| --- |
| あなたは将来も地域で生活したいと思いますか |
| 上段:人下段:％ | 合　計 | 自宅（アパート等）で生活したい | グループホームなどを利用したい | 施設に入所して生活したい | その他 | 無回答 |
| 合計 | 321 | 230 | 9 | 36 | 2 | 44 |
|  | 71.7 | 2.8 | 11.2 | 0.6 | 13.7 |
| 手帳の種類別 | 身体障がい | 201 | 153 | 1 | 22 | 1 | 24　 |
|  | 76.1 | 0.5 | 10.9 | 0.5 | 11.9 |
| 知的障がい | 47 | 23 | 4 | 11 | 0 | 9 |
|  | 48.9 | 8.5 | 23.4 | 0 | 19.1 |
| 精神障がい | 42 | 31 | 3 | 4 | 0 | 4 |
|  | 73.8 | 7.1 | 9.5 | 0 | 9.5 |
| 手帳未所持 | 9 | 7 | 0 | 0 | 1 | 1 |
|  | 77.8 | 0 | 0 | 11.1 | 11.1 |

※表については、複数の障がいや未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

**■**療育手帳所持者では施設入所希望者が多くなっています。知的障がいに対応するグループホームなどの確保が課題となります。

**（４）地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか**

地域で生活するための支援については「経済的な負担の軽減」が49.2%ともっとも多く、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」42.7%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」41.7％の順です。

|  |
| --- |
| 地域で生活するためにはどのような支援があればよいと思いますか |
| 上段:人下段:％ | 合 計 | 在宅で医療ケアなどが適切に得られること | 障がい者に適す住居の確保 | 必要な在宅サービスが適切に利用できること | 生活訓練等の充実 | 経済的な負担の軽減 | 相談対応等の充実 | 地域住民等の理解 | その他 |
| 合 計 | 321 | 137 | 61 | 134 | 33 | 158 | 84 | 42 | 11 |
|  | 42.7 | 19.0 | 41.7 | 10.3 | 49.2 | 26.2 | 13.1 | 3.4 |
| 身体障がい | 201 | 101 | 34 | 85 | 15 | 88 | 38 | 14 | 8 |
|  | 50.2 | 16.9 | 42.3 | 7.5 | 43.8 | 18.9 | 7 | 4 |
| 知的障がい | 47 | 13 | 14 | 18 | 9 | 31 | 22 | 17 | 1 |
|  | 27.7 | 29.8 | 38.3 | 19.1 | 66 | 46.8 | 36.2 | 2.1 |
| 精神障がい | 42 | 14 | 10 | 17 | 6 | 25 | 19 | 6 | 2 |
|  | 33.3 | 23.8 | 40.5 | 14.3 | 59.5 | 45.2 | 14.3 | 4.8 |
| 手帳未所持 | 9 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 | 4 | 1 | 0 |
|  | 0 | 11.1 | 22.2 | 22.2 | 22.2 | 44.4 | 11.1 | 0 |

※表については、複数の障がいや未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

■手当や年金制度利用により負担軽減を的確に行い、ニーズに対応した在宅サービスの基盤整備が求められています。

**（5）障害者総合支援法制度のサービスを今後利用したいですか**

今後の障害者総合支援法制度のサービス利用意向については、「①居宅介護」が最も多く、次いで「㉓日常生活用具の給付」「㉔移動支援」が多くなっています。

|  |
| --- |
| 障害者総合支援法制度のサービスを今後利用したいですか |
| 上段：人下段：％ | 利用したい | 利用したくない | わからない | 無回答 |
| ①居宅介護 | 53 | 38 | 80 | 150 |
| 16.5 | 　11.8 | 24.9 | 46.7 |
| ②重度訪問介護 | 18 | 39 | 95 | 169 |
| 5.6 | 12.1 | 29.6 | 52.6 |
| ③同行援護 | 27 | 32 | 88 | 174 |
| 　　　8.4 | 10 | 27.4 | 54.2 |
| ④行動援護 | 22 | 34 | 92 | 173 |
| 6.9 | 10.6 | 28.7 | 53.9 |
| ⑤重度障害者等包括支援 | 27 | 32 | 88 | 174 |
| 8.4 | 10 | 27.4 | 54.2 |
| ⑥生活介護 | 42 | 31 | 79 | 169 |
| 13.1 | 9.7 | 24.6 | 52.6 |
| ⑦自立訓練（機能訓練・生活訓練） | 37 | 35 | 75 | 174 |
| 11.5 | 10.9 | 23.4 | 54.2 |
| ⑧就労移行支援・就労継続支援（A型・B型） | 25 | 44 | 73 | 179 |
| 7.8 | 13.7 | 22.7 | 55.8 |
| ⑨就労定着支援 | 21 | 43 | 77 | 180 |
| 6.5 | 13.4 | 24 | 56.1 |
| ⑩療養介護 | 21 | 31 | 91 | 178 |
| 6.5 | 9.7 | 28.3 | 55.5 |
| ⑪短期入所 | 44 | 39 | 77 | 161 |
| 13.7 | 12.1 | 24 | 50.2 |
| ⑫共同生活援助 | 27 | 41 | 80 | 173 |
| 8.4 | 12.8 | 24.9 | 53.9 |
| ⑬自立生活援助 | 27 | 30 | 89 | 175 |
| 8.4 | 9.3 | 27.7 | 54.5 |
| ⑭施設入所支援 | 33 | 41 | 84 | 163 |
| 10.3 | 12.8 | 26.2 | 50.8 |
| ⑮計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 | 29 | 28 | 87 | 177 |
| 9 | 8.7 | 27.1 | 55.1 |
| ⑯児童発達支援・医療型児童発達支援 | 6 | 37 | 79 | 199 |
| 1.9 | 11.5 | 24.6 | 62 |
| ⑰放課後等デイサービス | 14 | 38 | 73 | 196 |
| 4.4 | 11.8 | 22.7 | 61.1 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 上段：人下段：％ | 利用したい | 利用したくない | わからない | 無回答 |
| ⑱保育所等訪問支援 | ２ | 37 | 76 | 206 |
| 0.6 | 11.5 | 23.7 | 64.2 |
| ⑲居宅訪問型児童発達支援 | 1 | 37 | 77 | 206 |
| 0.3 | 11.5 | 24 | 64.2 |
| ⑳障害児相談支援 | 11 | 38 | 72 | 200 |
| 3.4 | 11.8 | 22.4 | 62.3 |
| ㉑福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援 | 2 | 38 | 76 | 205 |
| 0.6 | 11.8 | 23.7 | 63.9 |
| ㉒コミュニケーション支援事業 | 5 | 3.8 | 79 | 199 |
| 1.6 | 11.8 | 24.6 | 62 |
| ㉓日常生活用具の給付 | 50 | 19 | 73 | 179 |
| 15.6 | 5.9 | 22.7 | 55.8 |
| ㉔移動支援 | 50 | 20 | 71 | 180 |
| 15.6 | 6.2 | 22.1 | 56.1 |
| ㉕日中一時支援事業 | 29 | 28 | 80 | 184 |
| 9 | 8.7 | 24.9 | 57.3 |
| ㉖訪問入浴サービス | 31 | 32 | 80 | 178 |
| 9.7 | 10 | 24.9 | 55.5 |
| ㉗補装具の給付・修理 | 39 | 26 | 73 | 183 |
| 12.1 | 8.1 | 22.7 | 57 |

■サービス利用見込み量設定時にこの結果を反映させていきます。

**（6）障害者総合支援制度のサービス以外で利用したいと思うもの、充実すべきだと思うものはどのようなものですか**

全体では「基幹相談支援センター機能の充実」が14.3％と最も多く、知的障がい者では「成年後見人制度利用支援事業」が高くなっています。

|  |
| --- |
| 障害者総合支援制度のサービス以外で利用したいと思うもの、充実すべきだと思うものはどのようなものですか |
| 上段:人下段:％ | 合 計 | 基幹相談支援センター機能の充実 | 成年後見人制度利用支援事業 | 「障がい者親の会」などの活動に支援 | 地域活動支援センター事業 | 意思疎通支援事業 | その他 | 特になし | 無回答 |
| 合 計 | 321 | 46 | 29 | 14 | 26 | 14 | 4 | 114 | 125 |
|  | 14.3 | 9 | 4.4 | 8.1 | 4.4 | 1.2 | 35.5 | 38.9 |
| 身体障がい | 201 | 26 | 15 | 3 | 15 | 6 | 1 | 80 | 79 |
|  | 12.9 | 7.5 | 1.5 | 7.5 | 3 | 0.5 | 39.8 | 39.3 |
| 知的障がい | 47 | 12 | 9 | 6 | 2 | 3 | 1 | 12 | 15 |
|  | 25.5 | 19.1 | 12.8 | 4.3 | 6.4 | 2.1 | 25.5 | 31.9 |
| 精神障がい | 42 | 5 | 6 | 3 | 6 | 3 | 2 | 12 | 15 |
|  | 11.9 | 14.3 | 7.1 | 14.3 | 7.1 | 4.8 | 28.6 | 35.7 |
| 手帳未所持 | 9 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 5 |
|  | 11.1 | 0 | 11.1 | 0 | 22.2 | 11.1 | 0 | 55.6 |

※表については、複数の障がいや未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

■基幹相談支援センター機能の充実と成年後見人制度利用促進を図っていきます。また、知的障がいでは「親の会」などの活動支援の充実の希望が多いので、周知と支援を行っていきます。

**（7）基幹相談支援センターを利用したことはありますか**

全体では「ある」が6.5％「ない」が83.2％となっております。

|  |
| --- |
| 基幹相談支援センターを利用したことはありますか |
| **合計　　上段:人****下段:％** | ある | ない | 無回答 |
| 321 | 21 | 267 | 33 |
|  | 6.5 | 83.2 | 10.3 |

■まだ、利用状況としては少ない状況が伺えます。

**（８）障がい者基幹相談支援センターに相談してみていかがでしたか**

全体では、「満足に相談することができ、今後もまた利用したいと思う。」が71.4％、「相談することはできたが、今後の利用は考えていない」が19％となっています。

|  |
| --- |
| 基幹相談支援センターに相談してみていかがでしたか。 |
| **上段:人****下段:％** | **合 計** | 満足に相談することができ、今後もまた利用したいと思う。 | 相談することができたが、今後の利用は考えていない。 | あまり相談することができなかった。 | 無回答 |
| 合 計　　 | 21 | 15 | 4 | 1 | 1 |
|  | 71.4 | 19 | 4.8 | 4.8 |

■相談した方は約７割が満足しているので、満足度を高めるような相談を心掛けていきます。

**（9）障がい者基幹相談支援センターを利用しなかったのはなぜですか**

全体では、「存在を知らなかった」が61.8％と高く、「相談に行きづらい、もしくは遠かった」が2.2％となっています。

|  |
| --- |
| 障がい者基幹相談支援センターを利用しなかったのはなぜですか。 |
| 上段:人下段:％ | 合 計 | 存在を知らなかった | 相談の時間が合わなかった | 専門的な内容を相談できなかった | 相談に行きづらい、もしくは遠かった | その他 | 無回答 | 非該当 |
| 合 計 | 267 | 165 | 3 | 3 | 6 | 10 | 82 | 54 |
|  | 61.8 | 1.1 | 1.1 | 2.2 | 3.7 | 30.7 |  |
| 身体障がい | 173 | 108 | 2 | 2 | 1 | 6 | 56 | 28 |
|  | 62.4 | 1.2 | 1.2 | 0.6 | 3.5 | 32.4 |  |
| 知的障がい | 35 | 21 | 1 | 0 | 2 | 1 | 10 | 12 |
|  | 60 | 2.9 | 0 | 5.7 | 2.9 | 28.6 |  |
| 精神障がい | 31 | 21 | 0 | 0 | 2 | 1 | 7 | 11 |
|  | 67.7 | 0 | 0 | 6.5 | 3.2 | 22.6 |  |
| 手帳未所持 | 8 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 |
|  | 62.5 | 0 | 0 | 12.5 | 0 | 25.6 |  |

※表については、複数の障がいや未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

■存在を知らない人が多いので、広報等を活用して周知を図っていきます。

**（10）障がいがあるということで、差別を受けたことがありますか**

知的障がい者で48.9％で、精神障がい者で38.1％、身体障がい者で15.9％、が差別を感じたことがあると回答しています。

|  |
| --- |
| 障がいがあるということで、差別を受けたことがありますか |
| 上段:人下段:％ | 合 計 | あ る | な い | 無回答 |
| 合 計 | 321 | 75 | 210 | 36 |
|  | 23.4 | 65.4 | 11.2 |
| 身体障がい | 201 | 32 | 149 | 20 |
|  | 15.9 | 74.1 | 10 |
| 知的障がい | 47 | 23 | 19 | 5 |
|  | 48.9 | 40.4 | 10.6 |
| 精神障がい | 42 | 16 | 22 | 4 |
|  | 38.1 | 52.4 | 9.5 |
| 手帳未所持 | 9 | 2 | 5 | 2 |
|  | 22.2 | 55.6 | 22.2 |

※表については、複数の障がいや未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

■広報等で、差別の解消や合理的配慮について周知していく必要があります。

**（11）どのような場所で差別を受けたり嫌な思いをしましたか**

全体では「学校・仕事場」「買い物などで出かけた外出先」が40％と高く、「仕事を探すとき」が26.7％となります。

|  |
| --- |
| どのような場所で差別を受けたり嫌な思いをしましたか |
| 上段:人下段:％ | 合 計 | 学校・仕事場 | 仕事を探すとき | 住んでいる地域 | 買い物などで出かけた外出先 | 公共機関（病院・役場など） | その他 | 無回答 | 非該当 |
| 合 計 | 75 | 30 | 20 | 10 | 30 | 15 | 0 | 6 | 246 |
|  | 40 | 26.7 | 13.3 | 40 | 20 | 0 | 8 |  |
| 身体障がい | 32 | 12 | 12 | 4 | 16 | 7 | 0 | 3 | 169 |
|  | 37.5 | 37.5 | 12.5 | 50 | 21.9 | 0 | 9.4 |  |
| 知的障がい | 23 | 12 | 4 | 3 | 11 | 5 | 0 | 1 | 24 |
|  | 52.2 | 17.4 | 13 | 47.8 | 21.7 | 0 | 4.3 |  |
| 精神障がい | 16 | 5 | 3 | 2 | 4 | 3 | 0 | 1 | 26 |
|  | 31.3 | 18.8 | 12.5 | 25 | 18.8 | 0 | 6.3 |  |
| 手帳未所持 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
|  | 50 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |  |

※表については、複数の障がいや未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

■差別を受けるケースや場面によって、適切な対応が望まれます。

**（１2）令和元年の台風災害の際に、実際に避難をしましたか**

全体では「した」が5.6％、「していない」が83.8%となっています。

|  |
| --- |
| 令和元年の台風災害の際に、実際に避難をしましたか |
| 上段:人下段:％ | 合 計 | 避難した | 避難していない | 無回答 |
| 合 計 | 321 | 18 | 269 | 34 |
|  | 5.6 | 83.8 | 10.6 |
| 身体障がい | 201 | 14 | 171 | 16 |
|  | 7 | 85.1 | 8 |
| 知的障がい | 47 | 1 | 41 | 5 |
|  | 2.1 | 87.2 | 10.6 |
| 精神障がい | 42 | 3 | 35 | 4 |
|  | 7.1 | 83.3 | 9.5 |
| 手帳未所持 | 9 | 1 | 6 | 2 |
|  | 11.1 | 66.7 | 22.2 |

※表については、複数の障がいや未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

■避難情報の伝達手段や避難経路など関係部署と検討していく必要があります。

**（１３）あなたが避難所で困ることは何ですか**

知的障がい者では「周囲とのコミュニケーションが取れない」が59.6％と高くなっています。

|  |
| --- |
| あなたが避難所で困ることは何ですか |
| 上段:人下段:％ | 合 計 | 病院での治療が受けられない | 救助を求めることができない | 日常生活用具の入手ができない | 安全なところまで避難することができない | 周囲とのコミュニケーションが取れない | 避難場所の設備は不安 | その他 | 特になし |
| 合 計 | 321 | 120 | 44 | 27 | 80 | 65 | 90 | 9 | 54 |
|  | 37.4 | 13.7 | 8.4 | 24.9 | 20.2 | 28 | 2.8 | 16.8 |
| 身体障がい | 201 | 80 | 21 | 18 | 49 | 20 | 66 | 4 | 38 |
|  | 39.8 | 10.4 | 9 | 24.4 | 10 | 32.8 | 2 | 18.9 |
| 知的障がい | 47 | 11 | 16 | 6 | 12 | 28 | 11 | 3 | 6 |
|  | 23.4 | 34 | 12.8 | 25.5 | 59.6 | 23.4 | 6.4 | 12.8 |
| 精神障がい | 42 | 18 | 4 | 3 | 11 | 13 | 10 | 4 | 7 |
|  | 42.9 | 9.5 | 7.1 | 26.2 | 31 | 23.8 | 9.5 | 16.7 |
| 手帳未所持 | 9 | 3 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 |
|  | 33.3 | 11.1 | 0 | 22.2 | 11.1 | 11.1 | 0 | 11.1 |

※表については、複数回答や未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

■障がいのある人に配慮した避難所対策を関係部署と検討していく必要があります。

**（１４）新型コロナウイルス感染症による影響により、日常生活で困ると思わ**

**れることは何ですか**

全体では「通院できなくなること」が23.7%と最も多く、次いで「精神的に不安になること」が23.4％となっております。

|  |
| --- |
| 新型コロナウイルス感染症による影響により、日常生活で困ると思われることは何ですか。 |
| 上段:人下段:％ | 合 計 | 通院できなくなること | 精神的に不安になること | 感染した場合、感染が疑われる場合の相談先がわからないこと | 買物に行けないこと | 医療機関の対応状況が分からないこと | 障がい者が利用できる支援や給付の案内や申請手続きが分からないこと | マスクや消毒液が買えないこと | 友人などに会えないこと |
| 合 計 | 321 | 76 | 75 | 72 | 46 | 45 | 42 | 32 | 30 |
|  | 23.7 | 23.4 | 22.4 | 14.3 | 14 | 13.1 | 10 | 9.3 |
| 身体障がい | 201 | 51 | 45 | 42 | 31 | 28 | 24 | 22 | 19 |
|  | 25.4 | 22.4 | 20.9 | 15.4 | 13.9 | 11.9 | 10.9 | 9.5 |
| 知的障がい | 47 | 6 | 11 | 12 | 6 | 7 | 6 | 7 | 3 |
|  | 12.8 | 23.4 | 25.5 | 12.8 | 14.9 | 12.8 | 14.9 | 6.4 |
| 精神障がい | 42 | 10 | 14 | 10 | 6 | 5 | 9 | 2 | 5 |
|  | 23.8 | 33.3 | 23.8 | 14.3 | 11.9 | 21.4 | 4.8 | 11.9 |
| 手帳未所持 | 9 | 4 | 2 | 3 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
|  | 44.4 | 22.2 | 33.3 | 0 | 11.1 | 0 | 11.1 | 0 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 収入が減少すること | 障がい者手帳の申請や更新ができなくなること | 公共交通機関が利用できないこと | 障がい福祉サービスや施設の利用制限があること | 自立支援医療受給者証の申請や更新ができなくなること | 障害支援区分申請や更新ができなくなること | 相談する相手がいないこと | 投薬や治療が受けられないこと | 特になし | わからない | その他 | 無回答 |
| 29 | 26 | 24 | 21 | 17 | 13 | 10 | 2 | 57 | 30 | 5 | 63 |
| 9 | 8.1 | 7.5 | 6.5 | 5.3 | 4 | 3.1 | 0.6 | 17.8 | 9.3 | 1.6 | 19.6 |
| 15 | 15 | 14 | 10 | 8 | 4 | 5 | 0 | 43 | 20 | 2 | 35 |
| 7.5 | 7.5 | 7 | 5 | 4 | 2 | 2.5 | 0 | 21.4 | 10 | 1 | 17.4 |
| 6 | 4 | 5 | 7 | 2 | 4 | 2 | 0 | 8 | 5 | 3 | 9 |
| 12.8 | 8.5 | 10.6 | 14.9 | 4.3 | 8.5 | 4.3 | 0 | 17 | 10.6 | 6.4 | 19.1 |
| 6 | 5 | 5 | 7 | 5 | 3 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 9 |
| 14.3 | 11.9 | 11.9 | 16.7 | 11.9 | 7.1 | 2.4 | 2.4 | 9.5 | 2.4 | 2.4 | 21.4 |
| 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| 11.1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11.1 | 11.1 | 11.1 | 0 | 22.2 |

※表については、複数回答や未回答の人がいるため合計は一致しない場合があります。

■新型コロナウイルスは日常生活に大きな影響を及ぼしておりますが、できるだけ通常の生活を送れるように支援を続けていきます。

|  |
| --- |
| **第３章　計画の基本理念と基本目標** |

**第１節　計画の基本理念**

本村では、第６次長生村総合計画で「夢がある、生きがいを感じる、住んで良かった長生村」を将来像にまちづくりを進めていますが、福祉分野においては「誰もが健やかに、生きがいをもって暮らせる村」を目標に掲げています。

また千葉県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を平成19年７月に施行しており、本計画でも、第６次長生村総合計画や県条例の趣旨を受け継ぐとともに、ノーマライゼーションを基盤として、障がいの有無にかかわらず、すべての村民が共に生きる地域社会の実現を目指します。

＜基本理念＞

**障がいのある人もない人も
共に暮らしやすいむらづくり**

**第２節　計画の基本目標**

基本理念の実現のため、次の５つの基本目標を定め、村民、団体、行政が一体となって、本計画に定める施策の推進を図ります。

**１　障がい福祉サービスの充実**

訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援事業の各サービスについて、障がいのある人それぞれの必要性と、状況にあったきめ細やかなサービスが受けられるよう努めます。

**２　保健・医療・教育・福祉の充実**

健康診査等による障がいの早期発見と早期療育に向けた適切なフォローに努め、生活習慣病に起因する障害の発生予防のための健康づくりを推進します。また、保健・医療・教育・福祉の関係機関で連携を取り、ライフステージに合わせた切れ目ない支援体制の構築を図ります。

**３　障がいのある人の社会参加の促進**

就労に向けた支援体制の整備に取り組み、雇用の促進を図ります。また、すべての村民が障がいのある人についての理解を深められるよう、啓発・広報活動を推進します。

**４　福祉のまちづくりの推進**

障がいのある人が日常生活に不便を感じることなく、安全・快適な暮らしができるようバリアフリーに配慮した生活基盤の整備と、地域住民の協力による災害時における避難誘導体制等の確保のため、要支援者名簿を活用した支援体制を充実させていきます。

**５　計画の推進**

障がいのある人が地域と積極的に関わりながら、自立した生活を営むことができるよう、障がいのある人についての地域住民の理解と、地域福祉への住民参加を促進するとともに、本計画の着実な推進を図ります。

**第３節　施策の体系**

**１．施策の体系**

　施策展開の考え方と施策の体系を示すと、以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| **（１）障がい福祉サービスの充実**　 | **①福祉サービス等の充実**・障がい福祉サービスの給付・障がい児福祉サービスの給付・相談支援体制の充実・地域生活支援事業の提供 |
| **（２）保健・医療・教育・福祉の充実**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  | **①療育、保育、就学前教育の充実**・早期療育の充実・保育の充実**②特別支援教育の充実**・障がいのある児童生徒への教育の充実　　　　　　　　　　　　　　　　　　・就職・修学・進路指導の推進 |
| **（３）障がいのある人の社会参加の****促進**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  | **①雇用・就労の促進と安定**・障がい者雇用の促進**②生涯学習や文化活動の充実**・生涯学習の充実・スポーツ・レクリエーション活動の充実**③差別の解消及び権利擁護の推進**・差別解消の推進と合理的配慮の普及・虐待の防止・権利擁護の推進 |
| **（４）福祉のまちづくりの推進** | **①安心・安全な環境の整備**・障がい者に配慮したまちづくりの　総合的な推進・移動手段の充実**②防災対策の推進**・災害時用配慮者対策の推進**③新型コロナウイルス感染症に対する****対策** |
| **（５）計画の推進** | **①計画の実施体制の強化** |

第２部

**各　論**

**障がい福祉計画**

**障がい児福祉計画**

|  |
| --- |
| **第４章　障がい福祉サービスの充実（「障がい福祉計画」）** |

障がい福祉計画において平成30年度から令和２年度の実績値と、令和３年度から令和５年度の見込量は次のとおりとなります。なお、令和２年度の数値は実績見込値であり、令和２年10月時点の数値となります。

**第１節　訪問系サービスの充実**

**【施策の内容】**

**１．居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援**

居宅介護では、障がい者・児のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

|  |
| --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】　　　　　（単位：上段：時間／月、下段：実人／月） |
| **居宅介護****（ホームヘルプ）** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 552 | 598 | 644 | 390 | 400 | 410 |
| 24 | 26 | 28 | 18 | 20 | 22 |
| 実績値 | 420 | 319 | 381 |  |  |  |
| 22 | 21 | 16 |  |  |  |

■サービス見込み量算出の考え方

第５期計画では、第４期の実績をもとに平均実利用者数26人で設定

第６期計画では、第５期の実績をもとに平均実利用者数20人で見込み量を設定。

重度訪問介護では、重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

|  |
| --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】　　　　　（単位：上段：時間／月、下段：実人／月） |
| **重度訪問介護** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績値 | 177 | 180 | 180 |  |  |  |
| 1 | 2 | 1 |  |  |  |

■サービス見込み量算出の考え方

第５期計画では、第４期の実績をもとに平均実利用者数1人で設定

第６期計画では、第５期の実績をもとに平均実利用者数1人で見込み量を設定。

同行援護では、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

行動援護では、知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭及び外出時にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や介護を行います。

重度障害者等包括支援では、障害支援区分６（児童については区分６相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行います。

|  |
| --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】　　　　　（単位：上段：日数／月、下段：実人／月） |
| **同行援護・行動援護****・重度障害者等包括支援** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績値 | 0 | 0 | 0 |  |  |  |
| 0 | 0 | 0 |  |  |  |

■サービス見込み量算出の考え方

同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援は実績がないため、見込み量も０で設定

**２．訪問系サービスにおける見込量確保の方策**

◆３障がいすべての障がいに対応できる事業所やホームヘルパーの確保・養成に努めます。

◆重度訪問介護や重度障害者等包括支援に関しては、対象者が限られるため、対象となる要件やサービスの内容について情報の周知を行い、サービスが利用しやすい体制を整えます。

**第２節　日中活動系サービスの充実**

**【施策の内容】**

**１．生活介護**

地域や入所施設において常時介護等の支援が必要であり、主として昼間に入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

|  |
| --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】　　　　（単位：上段：延人日／月、下段：実人／月） |
| **生活介護** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 720 | 756 | 792 | 680 | 690 | 700 |
| 40 | 42 | 44 | 38 | 40 | 42 |
| 実績値 | 656 | 670 | 679 |  |  |  |
| 37 | 38 | 36 |  |  |  |

■サービス見込み量算出の考え方

第５期計画では、第４期の実績をもとに平均実利用者数42人で設定

第６期計画では、第５期の実績をもとに平均実利用者数40人で見込み量を設定。

**２．自立訓練（機能訓練・生活訓練）**

機能訓練では障害者支援施設もしくはサービス事業所において、または居宅を訪問することにより、地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

生活訓練では障害者支援施設もしくはサービス事業所において、または居宅を訪問することにより、地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

|  |
| --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】　　　　（単位：上段：延人日／月、下段：実人／月） |
| **自立訓練****（機能訓練）** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 22 | 22 | 22 | 15 | 15 | 15 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績値 | 12 | 3 | ０ |  |  |  |
| 1 | 1 | ０ |  |  |  |
| **自立訓練****（生活訓練）** |  |  |
| 見込値 | 60 | 75 | 90 | 100 | 110 | 120 |
| 4 | 5 | 6 | 10 | 11 | 12 |
| 実績値 | 96 | 106 | 78 |  |  |  |
| 8 | 9 | 6 |  |  |  |

■サービス見込み量算出の考え方

第５期計画では自立訓練（機能訓練）について平均実利用者数１人で設定、自立訓練（生活訓練）について平均実利用者数５人で見込み量を設定。

第６期計画では自立訓練（機能訓練）について平均実利用者数１人で設定、自立訓練（生活訓練）について平均実利用者数を11人で見込み量を設定。

**３．就労移行支援**

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる６５歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

|  |
| --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】　　　　（単位：上段：延人日／月、下段：実人／月） |
| **就労移行支援** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 90 | 105 | 120 | 110 | 120 | 130 |
| 6 | 7 | 8 | ８ | 9 | 10 |
| 実績値 | 74 | 86 | 47 |  |  |  |
| 9 | 9 | 3 |  |  |  |

■サービス見込み量算出の考え方

第５期計画では、第４期の実績をもとに平均実利用者数７人で設定

第６期計画では、第５期の実績及び一般就労への移行等人数を勘案し、平均実利用者数9人で見込み量を設定。

**４．就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）**

就労継続支援Ａ型では、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援Ｂ型では、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、B型の利用が適当と判断された人、50歳に達している人または障害基礎年金1級受給者などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

|  |
| --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】　　　　（単位：上段：延人日／月、下段：実人／月） |
| **Ａ型（雇用型）** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 0 | 0 | 0 | 23 | 23 | 23 |
| 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 実績値 | 0 | 0 | 23 |  |  |  |
| 0 | 0 | 1 |  |  |  |
| **Ｂ型（非雇用型）** |  |  |
| 見込値 | 375 | 390 | 405 | 400 | 410 | 420 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 実績値 | 236 | 271 | 375 |  |  |  |
| 26 | 28 | 26 |  |  |  |

■サービス見込み量算出の考え方

就労継続A型では第5期計画では、平均実利用者数０人で設定。

第6期計画では、第５期の実績及び一般就労への移行等人数を勘案し、平均実利用者数を１人で見込み量を設定。

就労継続B型では、第5期計画では、平均実利用者数は26人で設定。第6期計画で

は、第５期での実績及び一般就労への移行等人数を勘案し、平均実利用者数は29人で見込み量を設定。

**５．就労定着支援**

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

|  |
| --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：実人/月） |
| **就労定着支援** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 実績値 | 1 | 1 | 1 |  |  |  |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

第5期計画では、平均実利用人数は1人で設定。

第6期計画では、第5期計画の実績及び一般就労への移行等人数を勘案し、平均実利用

人数は2人で見込み量を設定。

#### ６．療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって①障害支援区分６で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害支援区分５以上の筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

|  |
| --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：実人／月） |
| **療養介護** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績値 | 0 | 0 | 0 |  |  |  |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

第５期計画では、平均実利用人数は１人で設定。

　第６期計画では、平均実利用人数は１人で見込み量を設定。

#### ７．短期入所（ショートステイ）

居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい者（児）に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。短期入所は、一般的な「福祉型」と医療的ケアが必要とされる障がい者（児）に対しての「医療型」があります。

|  |
| --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】　　　　（単位：上段：延人日／月、下段：実人／月） |
| **短期入所（福祉型）** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 24 | 28 | 32 | 30 | 35 | 40 |
| 6 | 7 | 8 | 10 | 12 | 14 |
| 実績値 | 20 | 24 | 7 |  |  |  |
| 10 | 9 | ２ |  |  |  |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

第５期計画では、平均実利用人数は７人で設定。

　第６期計画では、第5期計画の実績をもとに平均実利用人数を12人で見込み量を設定。

|  |
| --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】　　　　（単位：上段：延人日／月、下段：実人／月） |
| **短期入所（医療型）** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績値 | 0 | 0 | 0 |  |  |  |
| 0 | 0 | 0 |  |  |  |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

第５期計画では、平均実利用人数は１人で設定。

　第６期計画では、平均実利用人数は１人で見込み量を設定。

**８．日中活動系サービスにおける見込量確保の方策**

◆地域での生活を進めていくうえでは、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握するとともに、村内をはじめ、近隣市町にあるサービス提供事業者のサービス提供移行時期を明確にし、利用希望者に事業者情報を提供していきます。

◆就労支援については、庁内の関係各課や関連機関、サービス提供事業所や、村内の企業等とも連携して、障がいのある人の雇用の創出に努めます。

◆短期入所については、突発的なニーズに対応できるよう、身近な地域においてサービス提供体制の整備に努めます。

**第３節　居住系サービスの充実**

**【施策の内容】**

**１．共同生活援助**

共同生活援助（グループホーム）では、生活介護や就労している、または就労継続支援などの日中活動を利用している身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人であって、日常生活上の支援を必要とする人を対象に、地域において自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。また、入浴・排泄・食事の介護等の必要性が認定されている人にはサービスを提供します。

|  |
| --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：実人／月） |
| **共同生活援助** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 20 | 21 | 22 | 21 | 22 | 23 |
| 実績値 | 17 | 20 | 20 |  |  |  |
| 【サービス提供見込み量と実績※共同生活援助内の人数の内訳】　（単位：実人／月　） |
| **精神障がい者****の共同生活援助** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | ９ | 10 | 11 |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

第5期計画では、第4期の実績を勘案し平均実利用人数は21人で設定。

　第6期計画では、第5期の実績を勘案し平均実利用人数は22人で見込み量を設定。

　精神障がい者の共同生活援助は、現在の利用状況を踏まえ平均実利用人数10人で設定

#### ２．自立生活援助

障がい者支援施設等を利用していた障がい者等でひとり暮らしを希望する人を対象に、ひとり暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、一定期間にわたり定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を提供します。

|  |
| --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：実人／月） |
| **自立生活援助** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績値 | 0 | 0 | 0 |  |  |  |
| 【サービス提供見込み量と実績※自立生活援助内の内訳】　　（単位：実人／月） |
| **精神障がい者の****自立生活援助** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 0 | 0 | 0 |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

　第５期計画では、新規サービスのため見込み量を０で設定。

　第６期計画では、第5期の実績を勘案し0人で見込み量を設定

　精神障がい者の自立生活援助は、実績がないため見込量を０で設定

#### ３．施設入所支援

施設に入所し、自立訓練もしくは就労移行支援または就労継続支援B型の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人、または生活介護の対象者に対して、主として夜間において、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

|  |
| --- |
| **【サービス提供見込み量と実績】**（単位：実人／月） |
| **施設入所支援** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 15 | 14 | 13 | 15 | 15 | 14 |
| 実績値 | 16 | 16 | 15 |  |  |  |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

第5期計画では、第4期の実績を勘案し平均実利用人数14人で設定。

第6期計画では、第5期の実績及び地域生活支援の移行を勘案し平均実利用人数14人で見込み量を設定。

#### ４．居住系サービスにおける見込量の確保の方策

◆共同生活援助（グループホーム）については、障がいのある人の地域移行を進めるためには今後も整備が必要となるため、地域の理解を深めながら整備していくとともに、空き家など社会資源の活用を検討し、生活の場の確保に努めていきます。

◆施設入所支援については、現在本村で利用実績のある施設と連携をとり提供体制の確保を行うほか、障害支援区分の判定により、サービスを必要とする障がいのある人が利用できるよう努めます。

◆日中活動系サービスと居住系サービスを相互に利用する障がいのある人のために、事業所ごとのネットワーク体制の構築に努めます。

**第４節　その他の障がい福祉サービス**

**【施策の内容】**

**１．相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）**

**（１）計画相談支援**

障がい者の心身の状況や環境、障がい福祉サービスや地域相談支援の利用の意向等を勘案して、支給決定及び支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成するとともに、支給決定後の一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

**（２）地域移行支援**

障がい者支援施設や精神科病院に入院している障がい者の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

**（３）地域定着支援**

居宅でひとり暮らしをしている障がい者等との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対し相談等を行います。

|  |
| --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：実人／月） |
|  | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| **計画相談支援** | 見込値 | 18 | 20 | 22 | 18 | 20 | 22 |
| 実績値 | 11 | 15 | 16 |  |  |  |
| **地域移行支援** | 見込値 | 3 | 3 | 3 | ３ | ３ | ３ |
| 実績値 | 0 | 0 | 1 |  |  |  |
| **地域定着支援** | 見込値 | 2 | 2 | 2 | ２ | 2 | 2 |
| 実績値 | 0 | 0 | 1 |  |  |  |
| **精神障がい者の地域移行支援** | 見込値 |  |  |  | 2 | 2 | 2 |
| **精神障がい者の地域定着支援** | 見込値 |  |  |  | 1 | 1 | 1 |

■サービス見込み量算出の考え方

第6期計画では、計画相談支援については、第5期での実績を基に段階的に拡大し見込み量を設定。地域移行支援については、精神障がい者の退院に関する基盤整備量で２人分を見込み設定。地域定着支援については、単身の障がい者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人を１人分として見込み設定。

#### ２．自立支援医療の支給

自立支援医療は、育成医療（障がいを持つ児童が生活する能力を得るために必要な医療）、更生医療（身体に障がいを持つ者が更生するために必要な医療）、精神通院医療（精神疾患を有する者で通院による精神医療）といった公費負担医療を統合し、制度間の格差をなくし一元化したもので、障がいのある人の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療となります。これらの医療にかかる、医療費用の一部を支給します。

#### ３．療養介護利用者の医療の支給

医療が必要で、なおかつ常時介護を必要とする身体障がい者が医療施設からサービス（療養介護）を受けた際に、それに要した医療費用の一部を支給します。

#### ４．補装具費の支給

補装具（身体機能を補完・代替し、かつ長時間にわたり継続して使用されるもの）の購入・修理時にかかる費用の支給を行います。





**第５節　地域生活支援事業の推進**

地域生活支援事業は市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。障がいのある人の日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされており、地域の実情等により自主的に取り組む「任意事業」とともに、効果的なサービスの提供を目指します。

**【施策の内容】必須事業**

#### １．相談支援事業

**（１）障がい者相談支援事業**

障がいのある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整など、権利擁護のための必要な援助を行います。

**（２）地域総合支援協議会**

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす総合支援協議会を設置・運営し、相談支援事業の評価や困難事例への対応等にかかる協議・調整等を行います。

**（３）基幹相談支援センター**

平成２４年度より福祉課内に設置されました。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等業務（総合相談、専門相談、権利擁護、虐待防止、地域移行、地域定着、ひきこもり支援など）を総合的に行います。

**（４）市町村相談支援機能強化事業**

困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置に努めます。

**（５）住宅入居等支援事業**

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、基幹相談支援センターにおいて入居に必要な調整等にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。

#### ２．成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方々の権利擁護を図ります。

#### ３．成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するための体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

|  |  |
| --- | --- |
| 【サービス提供見込み】 |  |
| **事業名** | **令和****３年度** | **令和****４年度** | **令和****５年度** | **単　　　位** |
| **障がい者相談支援事業** | 1 | 1 | 1 | 箇所 |
| **地域総合支援協議会** | 有 | 有 | 有 | 実施の有無 |
| **基幹相談支援センター** | 有 | 有 | 有 | 実施の有無 |
| **市町村相談支援機能強化事業** | 有 | 有 | 有 | 実施の有無 |
| **住宅入居等支援事業** | 無 | 無 | 有 | 実施の有無 |
| **成年後見制度利用****支援事業** | 2 | 2 | 2 | 利用者数 |
| **成年後見制度法人後見支援事業** | 無 | 無 | 有 | 実施の有無 |

###### ■サービス提供見込みの考え方

住宅入居等支援事業並びに成年後見制度法人後見支援事業については、令和５年度の実施を目途に検討する。

#### ４．意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。また、手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう手話奉仕員養成研修を実施します。

また、手話通訳者を役場内に設置する事業に関しても、ニーズ等を勘案し今後検討していきます。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 事業の内容 |
| 手話通訳者派遣事業 | 聴覚障がい者がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。 |
| 要約筆記者派遣事業 | 聴覚障がい者に話の内容をその場で文字にして伝える、要約筆記者を派遣します。 |
| 【サービス提供見込み量と実績】 |  | （単位：実人／年） |
| **意思疎通支援事業** | **平成****３０年度** | **令和****元年度** | **令和****２年度** | **令和****３年度** | **令和****４年度** | **令和****５年度** |
| **手話通訳者派遣事業** |  |  |
| 見込値 | 7 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| 実績値 | ６ | 6 | ５ |  |  |  |
| **要約筆記者派遣事業** |  |  |
| 見込値 | ２ | ２ | ２ | 2 | 2 | 2 |
| 実績値 | ０ | ０ | ０ |  |  |  |
| ■サービス見込み量算出の考え方　手話通訳者派遣事業並びに要約筆記者派遣事業について、第６期計画では、第５期の実績をもとに見込み量を設定。 |

#### ５．日常生活用具給付事業

重度の障がい者・児を対象に、日常生活上の便宜を図るために日常生活用具を給付または貸与します。

|  |  |
| --- | --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】 | （単位：件） |
| 　 | **平成****３０年度** | **令和****元年度** | **令和****２年度** | **令和****３年度** | **令和****４年度** | **令和****５年度** |
| **日常生活用具等給付事業** |  |  |
|  | **介護訓練支援用具（特殊寝台・特殊マット・入浴担架・移動用リフト等）** |
|  | 見込値 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
|  | 実績値 | 1 | 3 | 3 |  |  |  |
|  | **自立生活支援用具（入浴補助用具・便器・T字状・棒状のつえ・頭部保護帽等）** |
|  | 見込値 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
|  | 実績値 | 2 | 1 | 3 |  |  |  |
|  | **在宅療養等支援用具（透析液加湿器・ネブライザー・盲人用体温計（音声式）等）** |
|  | 見込値 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
|  | 実績値 | 2 | 4 | 4 |  |  |  |
|  | **情報・意志疎通支援用具（携帯用会話補助装置・情報通信支援用具・人工咽頭等）** |
|  | 見込値 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
|  | 実績値 | 1 | 1 | 1 |  |  |  |
|  | **排泄管理支援用具（ストーマ装具・紙おむつ等）** |
|  | 見込値 | 420 | 432 | 444 | 290 | 290 | 290 |
|  | 実績値 | 290 | 277 | 280 |  |  |  |
|  | **住宅改修費** |
|  | 見込値 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
|  | 実績値 | 1 | 1 | 1 |  |  |  |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

　第５期計画では、第４期の実績をもとに設定。

　第６期計画では、第５期の実績をもとに見込み量を設定。

#### ６．移動支援事業

地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的として、屋外での移動に困難がある身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人や障がい児を対象に、外出ヘルパーによる移動支援を行います。

|  |
| --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】　　　　　　　　　　　　　　　（単位：実人／年） |
| **移動支援事業** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 10 | 10 | 10 | 7 | 7 | 7 |
| 実績値 | 8 | 6 | ６ |  |  |  |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

　第５期計画では、第４期計画の実績をもとに設定。

　第６期計画では、第５期計画の実績をもとに平均実利用者数７人で見込み量を設定。



#### ７．地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、社会との交流の促進など多様な活動の場を設ける基礎的事業に加え、機能を強化するための事業をあわせて行います。

強化事業としては、Ⅰ型～Ⅲ型までの３種類があります。

Ⅰ型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及活動等の事業を実施。

Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施。

Ⅲ型：運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を実施。

（このほか、Ⅲ型には個別給付事業所に併設するタイプの施設を想定。）

|  |  |
| --- | --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】 | （単位：箇所） |
| **基礎的事業** | **平成****30年度** | **令和****元年度** | **令和****２年度** | **令和****３年度** | **令和****４年度** | **令和****５年度** |
| 見込値 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 実績値 | 2 | １ | 　1 |  |  |  |
| 機能強化事業 | 地域活動支援センターⅠ型 |  |  |
| 見込値 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績値 | 1 | 1 | 1 |  |  |  |
| 地域活動支援センターⅡ型 |  |  |
| 見込値 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績値 | 0 | 0 | 0 |  |  |  |
| 地域活動支援センターⅢ型 |  |  |
| 見込値 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 実績値 | 1 | 0 | 0 |  |  |  |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

※地域活動支援センターⅠ型は、本村では、長生地域生活支援センターに委託して実施しています。

※地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型は、近隣に事業所はなく利用実績がないため０箇所で見込量を設定。

#### ８．理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るよう努めます。

基幹相談支援センターは広報活動により、理解と知識の普及を推進します。また、総合支援協議会で開催される研修会等に参加し、事例研究と情報収集を行います。

#### ９．自発的活動支援事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図るよう努めます。

#### １０．手話奉仕員養成事業

手話表現技術を取得したものを養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営む手助けができるように、手話奉仕員養成研修を実施します。

|  |
| --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：参加者数） |
| **手話奉仕員養成事業** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 6 | 6 | 9 | 7 | 7 | 9 |
| 実績値 | 3 | 5 | 5 |  |  |  |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

　手話奉仕員養成研修は、長生郡市7市町村共同で2年間の養成講座の実施を計画しています。第３期は令和元年度～令和２年度、第４期は令和３年度～令和４年度の研修課程になっています。

**任意事業**

#### １．訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

|  |  |
| --- | --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】 | （単位：上段：箇所、下段：実人／年） |
| **訪問入浴サービス事業** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績値 | 1 | 1 | 1 |  |  |  |
| 1 | 1 | 1 |  |  |  |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

第５期計画では、事業所1箇所、平均実利用者数1人で設定。

第６期計画では、第５期の実績をもとに事業所1箇所、平均実利用者数1人で見込み量を設定。

#### ２．自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人が自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

|  |
| --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：利用者数） |
| **自動車運転免許取得・改造助成事業** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績値 | 1 | 0 | 1 |  |  |  |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

　第５期計画では、利用者1人で設定。

　第６期計画では、第５期の実績をもとに利用者数1人で見込み量を設定。

#### ３．日中一時支援事業

在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。また、地域の交通事情も考慮して、送迎加算をつけていますが、今後も利用者の利便性に配慮します。

|  |  |
| --- | --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】 | （単位：上段：箇所、下段：実人／年） |
| **日中一時支援事業** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 16 | 16 | 16 | 10 | 10 | 10 |
| 実績値 | 3 | 2 | 　　２ |  |  |  |
| 13 | 8 | ８ |  |  |  |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

第5期計画では、第4期の実績をもとに4箇所、平均実利用者数16人で設定。

第6期計画では、ニーズを勘案して4箇所、平均実利用者数10人で見込み量を設定。

#### ４．高額地域生活支援事業

月額利用負担上限額を超えた利用者に対して、超えた部分を利用者に返還して障がい者等の経済的負担の軽減に努めます。

#### ５．点字図書給付事業

視覚障がい者が情報を得るために、6タイトル24巻を限度として点字翻訳料を給付し、共生社会の実現を図るよう努めます。

**＜地域生活支援事業における見込量確保の方策＞**

◆村単独で実施する事業のほか、必要に応じて近隣市町や県との連携を図り、円滑にサービスを提供できる体制を整備します。

◆各事業に関して情報提供に努め、必要な人がサービスを利用できる環境の整備を図ります。

|  |
| --- |
| **第５章　障がい児福祉サービスの充実（「障がい児福祉計画」）** |

障がい児福祉計画において平成３０年度から令和２年度の実績値と、令和３年度から令和５年度の見込量は次のとおりとなります。なお、令和２年度の数値は実績見込値であり、令和２年度１０月時点の数値となります。

### **第１節　障がい児通所支援、相談支援等のサービスの充実**

平成２４年度から児童福祉法の改正により障がい児の支援体制が改められ、「障がい児通所支援」として規定され、市町村が実施主体となりました。（障がい児の入所支援については引き続き都道府県が実施）

また、障がい児の相談支援についても、市町村が指定する「指定障害児相談支援事業所」が、障がい児支援利用計画（障がい者の計画相談支援に基づくサービス等利用計画に相当）を作成することになります。

##### **【施策の内容】**

#### １．児童発達支援

日常生活における基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】 | （単位：上段：延人日／月　下段：実人／月） |
| **児童発達支援** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 100 | 110 | 120 | 75 | 95 | 115 |
| 7 | 8 | 9 | 6 | 7 | 8 |
| 実績値 | 70 | 52 | 　　72 |  |  |  |
| 6 | 5 | 6 |  |  |  |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

　第５期計画では、第４期の実績をもとに平均実利用者数８人で設定

第6期計画では、第５期の実績をもとに平均実利用者数７人で見込み量を設定。

#### ２．医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療管理下での支援が必要な障がい児に、児童発達支援及び治療を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】 | （単位：上段：延人日／月、下段：実人／月） |
| **医療型児童発達支援** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 10 | 10 | 10 | 5 | 5 | 5 |
| 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 実績値 | 0 | 0 | 　　0 |  |  |  |
| 0 | 0 | 0 |  |  |  |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

第５期計画では、第４期の実績をもとに平均実利用者数2人で設定。

第６期計画では、第５期の実績をもとに平均実利用者数１人で見込み量を設定。

#### ３．放課後等デイサービス

就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】 | （単位：上段：延人日 ／月、下段：実人／月） |
| **放課後等デイサービス** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 180 | 190 | 200 | 185 | 190 | 195 |
| 18 | 19 | 20 | 16 | 17 | 18 |
| 実績値 | 190 | 189 | 　180 |  |  |  |
| 20 | 18 | 15 |  |  |  |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

第５期計画では、第４期の実績をもとに平均実利用者数19人で設定。

第６期計画では、第５期の実績をもとに平均実利用者数17人で見込み量を設定。

#### ４．保育所等訪問支援

保育所等を利用している・今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

|  |  |
| --- | --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】 | （単位：上段：延人日／月、下段：実人／月） |
| **保育所等訪問支援** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 4 | 4 | 4 | 8 | 8 | 8 |
| 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 実績値 | 8 | ０ | 　　0 |  |  |  |
| 2 | ０ | 0 |  |  |  |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

第５期計画では、第４期の実績をもとに平均実利用者数３人で設定。

第６期計画では、第５期の実績をもとに平均実利用者数２人で見込み量を設定。

#### 5．居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障がい児であり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】 | （単位：上段：延人日／月、下段：実人／月） |
| **居宅訪問型****児童発達支援** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績値 | 0 | ０ | 　　0 |  |  |  |
| 0 | ０ | 0 |  |  |  |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

第５期計画では、第４期の実績をもとに平均実利用者数1人で設定。

第６期計画では、第５期の実績をもとに平均実利用者数1人で見込み量を設定。

#### ６．障がい児相談支援

障がい児通所支援の利用に係る内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】 | （単位：実人/月） |
| **障がい児相談支援** | **平成３０年度** | **令和元年度** | **令和２年度** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 6 | 7 | 8 | 7 | 8 | 9 |
| 実績値 | 6 | 4 | 7 |  |  |  |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

第５期計画では、第４期の実績をもとに平均実利用者数７人で設定。

第６期計画では、第５期の実績をもとに平均実利用者数8人で見込み量を設定。

#### ７．医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

日常生活に医療を要する状態にある児童に対し、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整します。また、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

|  |  |
| --- | --- |
| 【サービス提供見込み量と実績】 | （単位：配置人数） |
| **医療的ケア児に対するコーディネーターの配置人数** | **令和３年度** | **令和４年度** | **令和５年度** |
| 見込値 | 0 | 0 | １ |

###### ■サービス見込み量算出の考え方

第６期計画では、令和5年度末までに長生圏域での設置を検討していきます。

##### **＜障がい児通所支援サービスにおける見込量の確保の方策＞**

◆長生圏域に児童発達支援・保育所等訪問事業を実施している事業所が少ないため、施設と連携を図り障がいのある子どもにとって身近な地域で支援を受けられるようサービス提供の基盤作りに努めます。

◆障がい児支援に対し、関係各課及び関係機関と密な連携を図り、きめ細やかな支援提供が図れるように努めます。

**第２節　保健・医療・教育・福祉の充実**

近年では、国全体としての少子化が進んでいる一方で、発達において支援や見守りが必要な児童や障がいのある児童の増加、また障がいの重度・多様化の傾向があることが指摘されています。

本村では、「長生村子ども・子育て支援事業計画」と連携を図り、すべての児童が健やかに育つように、障がいのある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援に努めていく必要があります。身近な地域の中で支援を受けられる環境、一人ひとりの状況や意向にあった教育が受けられるように支援体制の充実が求められます。

**【施策の内容】**

**１．療育、保育、就学前教育の充実**

**（１）妊産婦に対する健康診査・指導等の充実**

妊娠中から母体の健康を守り、母性意識を高め、すべての子どもが健やかに産まれ、かつ育てられるよう母子健康手帳の交付及び妊婦健診の助成、ママ・パパ教室、訪問指導など、妊産婦に対する健康相談・指導等の充実を図ります。

**（２）乳幼児健診等の充実**

疾病や発達障がいの早期発見、乳幼児の健全な発育・発達のため、乳幼児健診、予防接種、相談等の充実を図ります。特に難聴障がい児の早期発見のために令和3年4月から新生児聴力スクリーニング検査の助成を行います。

#### （３）障がい児療育体制の充実及びライフサポートファイルの活用

障がい児やその可能性のある児童に対し、早期に適切な療育を提供できるよう健診事後教室（しゃぼんだまクラブ）の利用を促進すると共に、基幹相談支援センターや児童発達支援センターとの連携のもと、障がい児通所支援等の場を身近に確保することに努めます。

また、幼少期から学齢期、成人に至るまでの記録を一括管理するライフサポートファイルを配付し、支援事業所や学校で必要な情報を共有し、子どもから大人まで切れ目のない支援を行います。

#### （４）発達障がい児保育・療育及びペアレントプログラムの検討

発達障がいのある児童について、可能な限り保育所への受け入れを行うとともに、関係機関との連携のもと、障がいの実態に即した保育および療育ができる体制の充実に努めます。

また、発達障がいを有する子どもの育てにくさを解消し、保護者の認知の変容を目指したペアレントプログラム及びペアレントトレーニングの導入を検討します。また、ペアレントメンター（※注１）やピアサポート（※注２）の活動への参加を促進します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 | ０人 | 　　２人 | ２人 |
| ペアレントメンターの人数 | ０人 | ０人 | 1人 |
| ピアサポートの活動への参加人数 | ０人 | 0人 | 1人 |

#### （５）特別支援教育コーディネーターの活用

専門知識をもったコーディネーターを保育所等に派遣し、保育所から小学校へのスムーズな就学を行うための取組を行います。

#### ２．特別支援教育の充実

**（１）各種相談事業の充実**

障がいのある児童に対して、適切で総合的な就学相談が行えるよう、各種相談事業の充実を図ります。

**（２）適正就学指導の推進**

障がいのある児童・生徒の就学について、保護者の希望を尊重しながら、児童・生徒の状況に応じて措置基準の弾力的な運用に努めるとともに、就学指導に対する教職員の知識を高め、校内における就学指導体制の充実に努めます。

**（３）小・中学校における特別支援学級の充実**

それぞれの障がいの実態に応じ、教育内容や教育課程、施設・設備の充実を図るとともに、担当教職員の専門的知識習得のための研修の充実に努めます。

**（４）一人ひとりに応じた教育の充実**

障がいのある個々の児童・生徒に対する個別の教育支援計画を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに対応して指導方法や内容を明確化し、教育の充実を図ります。

**（５）適切な進路指導の推進**

障がいのある児童の社会的自立を促進するため、中学校の特別支援学級では、各種の合同作業学習等を通じて、社会的自立に向けての基礎的な態度、習慣、技能等の習得、大きな集団への適応性の向上、人間関係の拡大を図るなど、適切な進路指導の推進に努めます。

また、特別支援学校高等部卒業の際には基幹相談支援センターも参加した進路指導面接を行い、それぞれの能力に合わせた就職や進学のため障がい福祉サービスの利用を進めていきます。

**３．その他の支援**

**（１）学校保健の充実**

児童・生徒の健康の保持・増進を図り、将来の健康な生活を送る上での生活習慣を身につけさせるため、成長の段階に応じた健康教育を推進するとともに、健康診断の充実を図ります。

**（２）合理的配慮に基づく支援体制の強化**

　学校において、一人ひとりの障がい特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮を実現させる環境整備を行い、他の子どもと平等に学ぶ権利を確保します。

**（３）軽度または中等度の難聴児補聴器購入等支援**

身体障害者手帳の交付対象にならない軽度または中等度の難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成し、健全な言語及び社会性の発達を支援します。

※注１　ペアレントメンターとは発達障がいの子どもを育てた経験があり、相談支援について養成トレーニングを受けた親のことです。

※注２　ピアサポートとは同じような立場の人による支援という意味です。

|  |
| --- |
| **第６章　障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の目標値** |

**第１節　障がい福祉サービス等の提供体制の目標値の設定**

障がい福祉計画では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応する必要があります。そのために必要な障がい福祉サービス等の量を見込む上で令和５年度を目標年度とし、次に掲げる事項について国の指針に基づき以下の数値目標を設定します。

**（１）地域生活への移行の促進**

　障がいのある人が入所施設を退所し、地域で自立した生活を送る人数について目標値を設定します。

○令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行すること。

〇令和５年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6％以上削減すること。

**１．福祉設の入所者の地域生活への移行**

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 数　値 |
| 令和元年度末時点の施設入所者数（Ａ） | １５人 |  |
| 【目標値】（A）のうち、令和５年度末までに地域生活に移行する人数〈国の基本指針：6％以上地域生活に移行〉 | １人 | 令和元年度末施設入所者数比6.6％ |
| 【目標値】令和５年度末時点における入所者数〈国の基本指針：（A）の1.6％以上を削減〉 | 14人 | 令和元年度からの削減率6.6％ |

**（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築と地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量**

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | 12回 | 12回 | 12回 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | 18人 | 18人 | 18人 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | １回 | １回 | １回 |

②地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

　令和５年度末の、長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量は次のとおりです。この数値を基本として地域移行支援等のサービス量を検討していきます。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 数　値 |
| 令和５年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量 | ４人 |

※国の基本指針別表四の三の項に掲げる式により算定した数を市町村ごとの人口に応じて按分したものです。（千葉県毎月常住人口調査月報10月1日現在の数値に基づき按分）

**（３）地域生活支援拠点が有する機能の充実**

障がい者の地域での暮らしを支援するため、ひとり暮らしなどの入居体験機　　会及び場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行う体制が求められております。

こうした体制を実現するために令和５年度末までに地域生活支援拠点（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む）について、長生圏域での実施を関係施設や機関と協議を行います。

■地域生活支援拠点等の整備

【目標】令和５年度末までに、長生圏域で地域生活支援拠点の体制づくりを協議して1箇所整備し、運用状況を毎年1回検証・検討する。

**（４）一般就労への移行等**

　福祉施設、就労移行支援事業、就労継続支援事業から一般就労する人数、就

労移行支援事業所の就労移行率及び利用者数、就労定着支援等による職場定着

率等について目標値を設定します。

①福祉施設から一般就労する障がい者数

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 数　値 |
| 令和元年度に一般就労をした障がい者数（Ａ） | ２人 |
| 【目標値】令和5年度に一般就労をする人数〈国の基本指針：（A）の1.27倍以上〉 | 5人（令和元年度比2.5倍） |

②就労移行支援事業所から一般就労する障がい者数

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 数　値 |
| 令和元年度に一般就労をした障がい者数（Ａ） | １人 |
| 【目標値】令和5年度に一般就労をする人数〈国の基本指針：（A）の1.3倍以上〉 | ２人（令和元年度比２倍） |

③就労継続支援事業所（A型）から一般就労に移行する障がい者数

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 数　値 |
| 令和元年度に一般就労をした障がい者数（Ａ） | ０人 |
| 【目標値】令和5年度に一般就労をする人数〈国の基本指針：（A）の1.26倍以上〉 | １人（令和元年度比2倍） |

④就労継続支援事業所（B型）から一般就労に移行する障がい者数

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 数　値 |
| 令和元年度に一般就労をした障がい者数（Ａ） | １人 |
| 【目標値】令和5年度に一般就労をする人数〈国の基本指針：（A）の1.23倍以上〉 | ２人（令和元年度比２倍） |

⑤就労定着支援事業の利用者数

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 数　値 |
| 令和元年度の就労定着支援事業の利用者数（Ａ） | １人 |
| 【目標値】令和5年度の就労定着支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合〈国の基本指針：令和5年度における就労移行支援事業等を利用して一般就労に移行する者のうち70％以上〉 | 100％ |

⑥就労定着支援事業の就労定着率

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 数　値 |
| 【目標値】令和5年度の就労定着支援事業所における就労定着率が80％以上の事業所の割合〈国の基本指針：令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80％以上の事業所の割合が70％以上 | 70％以上 |

**第２節　障がい児通所支援等の提供体制の目標値の設定**

障がい児通所支援等では、すべての子どもがライフステージに応じた切れ目のない支援が受けられるような体制の構築のため、令和５年度を目標年度として、次に掲げる事項について国の指針に基づき以下の数値目標を設定します。

**（１）児童発達支援センターの整備及び保育所等訪問支援の充実**

　①【目標】児童発達支援センターはすでに１箇所長生圏域で整備されており、利用しやすい体制を構築します。

②【目標】保育所等訪問支援はすでに長生圏域で整備されており、適切な利用を促進します。

**（２）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**

①【目標】令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を長生圏域での設置を前提に、圏域内の市町や事業所と連携して1箇所の整備を検討します。

　②【目標】主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所はすでに村内で整備されており、適切な利用を促進します。

**（３）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場**

①【目標】令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、長生郡市総合支援協議会療育部会にて協議を行い、長生圏域での設置を検討します。

**第３節　相談支援体制の充実・強化等**

　総合的・専門的な相談支援の実施や地域の相談支援事業者に対する専門的な助言・指導、人材育成の支援、連携強化の取組回数について目標値を設定します。

 ①総合的・専門的な相談支援

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 実施の有無 |
| 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無 | 有 |

本村においては直営で基幹相談支援センターを設置し、保健師と精神保健福祉士を配置して総合相談や訪問等を行っています。

②地域の相談支援体制の強化

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | 1件 | 2件 | 2件 |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 | 1件 | ２件 | 2件 |
| 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 | ３回 | ３回 | ３回 |

相談件数は増加し相談内容も専門化・多様化しているため、関係機関との連携を図り、相談支援体制の強化を行います。

**第４節　障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築**

障がい福祉サービスの質の向上のため、事業所等の職員が各種研修に参加するために情報提供や周知を図ります。また、国保連合会に委託した障害者自立支援審査支払等システムによる障がい福祉サービス報酬の審査結果を事業所等と分析・共有等により、適正な給付を行います。

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 | 有 | 有 | 有 |
| 障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数 | 1人 | 1人 | 1人 |

②障害者自立支援審査支払い等システムによる審査結果の共有

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 障害者自立支援審査支払い等システム等による審査結果を分析し、事業所と共有する体制 | 有 | 有 | 有 |
| 実施回数 | 12回 | 12回 | 12回 |

|  |
| --- |
| **第７章　障がいのある人の社会参加への支援** |

**第１節　雇用・就労の促進と安定**

**１．雇用・就労支援の促進**

障がいのある人がその適性や能力に応じて可能な限り希望する就労ができるように、国・県と連携しながら各種助成制度の周知や啓発活動を推進し、一般企業での雇用促進を図ります。

**２．優先的調達の確保**

　平成２５年４月に障害者優先調達法が施行され、物品等の調達にあたり優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達するよう努力義務が課されております。本村でも障がい者就労施設等からの物品等調達方針を毎年作成して優先調達に尽力します。

**３．就労に向けた支援**

障がいのある人と就労支援・生活支援センターを中心に関係機関とネットワークを構築し、就労及び生活を支援します。

また、特別支援学校在学中から支援会議を通じて就労に対する早期支援を実施し、在学生や家族に対して就労に向けた課題解決や意欲喚起を行い、卒業後における進路選択の幅を広げます。

**第２節　生涯学習や文化活動の充実**

**１．生涯学習の充実**

障がいの有無にかかわらず、いつでもどこでも学び活動できる地域社会を目指し、地域の中で自己実現を図りながら心豊かな生活をおくることができるよう、生涯学習機会の充実を図ります。

**２．スポーツ・レクリエーション活動の充実**

障がいのある人やその家族が実施する集まりや各種活動に対し、活動の場の提供に努めます。また、仲間づくりを支援できるスポーツ・レクリエーション活動の促進に努めます。

**第３節　差別の解消及び権利擁護の推進**

アンケート調査において、差別を受けたり嫌な思いをすることがあるとの回答が23.4％でした。知的や精神など目に見えない障がいに対しても知識や理解を深め、嫌な思いをする方が減るように差別のない環境づくりを目指します。

**１．差別解消の推進と合理的配慮の普及**

保健福祉情報や福祉用具に関わる情報等について、窓口や電話にての相談、「広報ちょうせい」等への掲載機会の拡大、「障がい福祉の手引き」の配布による情報提供機会の充実、インターネットの活用など整備を図ります。

ヘルプマークやヘルプカードを活用し、合理的配慮の提供について村民や事業所への理解促進を図ります。

また、視覚・聴覚障がいのある人への情報提供も、点字・朗読・手話等奉仕員の活用促進などをそのニーズに合わせて検討していきます。

**２．差別解消に向けた連携と情報収集**

長生郡市差別解消支援地域協議会と連携して、障がい者差別に関する相談事例の解決に向けた取組や類似事例の発生防止に向けた取組など、情報共有を図ります。

　また、村民等に対して障がい者差別解消に向けた啓発活動を実施し、理解促進を図ります。

**３．虐待防止に関する取組の強化**

障がい者虐待の早期発見、防止のため関係機関によるネットワークを構築するとともに、障がい福祉サービス事業者や相談支援機関等と事例の共有・分析等を行います。さらに、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等についてのシステムの整備に取り組みます。

**４．権利擁護の推進**

障がいのある人の権利を守るため、成年後見制度の普及啓発活動を行い、申し立て手続き等の相談や申し立て経費及び後見人等報酬費用の助成により利用を推進します。また、本人のニーズに合ったきめ細やかな支援を行い、支援を受ける側も支援に参加できるような体制づくりに努めます。

|  |
| --- |
| **第８章　福祉のまちづくりの推進** |

**第１節　安全・安心な環境の整備**

**１．障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進**

障がいのある人が不自由なく自立した生活や社会参加をしていくためには、個々の状況を考慮したバリアフリーのまちづくりが必要です。本村では八積駅を中心とした交通結節点の形成を目指しており、施設整備の中でユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら進めていきます。

**２．移動手段の充実**

障がいのある人が外出しやすくなるよう外出支援サービスや福祉タクシー事業、福祉カーの貸出等の充実を図り、誰もが安心して社会参加ができるよう努めます。

また、有料道路通行料金、公共交通機関等運賃の割引や自動車税の減免と並行して、身体障がい者の運転免許取得や自動車改造など各種制度の周知を図っていきます。

**第２節　地域防災ネットワークの確立**

　令和元年の台風１５号及び１９号により、本村でも大小さまざまな被害に見舞われ避難所も開設されました。いつ何時発生するかわからない災害に対して、障がいのある人が困らないように対策をとっていきます。

**１．障がいのある人に配慮した避難支援の周知**

災害時・緊急時に障がいのある避難行動要支援者が安全に避難できるよう、地

域防災計画における避難支援の充実を図り、より実効性ある計画の確立に努めます。特に避難行動要支援者名簿を活用し、民生委員等による安否の確認などを含めた災害時の支援の充実に努め、地域ぐるみの支援体制の整備を図ります。

さらに、避難所においては、避難生活に特別の配慮が必要となることから、福祉避難所としてのスペース確保や民間も含めた社会福祉施設とも連携を図ります。

**２．緊急時の情報提供体制の整備**

緊急時に障がいのある人に対して行政機関、消防機関等から迅速で適切な情報提供が行われるよう、情報伝達手段の検討、整備に努めます。

特に聴覚障がい者に関してはNet119など携帯電話を通じた画面による通報方法を周知し、利用促進を推進します。

**第３節　新型コロナウイルス感染症対策について**

**１．新型コロナウイルス感染症対策について**

新型コロナウイルス感染症により、日常生活にさまざまな不便が生じています。アンケート調査では「通院できなくなること」「精神的に不安になること」がニーズとしてありました。通院に関しては障がいの状況に合わせて関係機関と連携を取り、精神的な不安に関しては基幹相談支援センターにて具体的な要望を踏まえながら電話や面談等を行い、障がいのある人ができるだけ通常の生活が送れるよう支援を続けていきます。

また、事業所や施設等におけるクラスターの発生時には、関係課や県・保健所等と連携を取りながら、人的物的支援を迅速に行っていきます。

|  |
| --- |
| **第９章　計画の推進** |

本計画を進めるためには、福祉課のみならず全庁的に対応し、近隣市町との間で共通する行政課題については圏域で連携し、関係機関・団体との問題の共有を図りながら計画の進捗状況の定期的な評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

**（１）実施体制**

この計画は、本村の障がい福祉施策の基本計画であります。

本計画を実施していくために、福祉部門とその他の行政各部門との間で相互施策の連携・ネットワークの構築を図ります。また、関係団体・事業所や国・県・近隣市町とも連携・協力できる体制づくりを進めていきます。

**（２）計画達成状況の点検及び評価**

本計画を効果的に推進していくためには、計画の進捗状況を評価し、その結果を施策にフィードバックしていく必要があります（ＰＤＣＡサイクル）。このため、本計画に基づく施策の実施状況を評価し、計画を管理するため、計画の管理体制の整備を図ります。

|  |  |
| --- | --- |
| Plan | Do |
| Action  | Check |

第３部

資料編

**1．長生村障がい者計画等策定委員会設置条例**

（平成23年7月28日条例第12号）

(設置)

第1条　本村における障がい福祉に関する施策を効率的かつ円滑に推進するため、長生村障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条　委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

(1)　障害者基本法(昭和45年法律第84号)第１１条第3項の規定による障がい者計画の策定及び変更に関すること

(2)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定による障がい福祉計画の策定及び変更に関すること

(3)　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定による障がい児福祉計画の策定及び変更に関すること

(4)　障がい者施策に係る調査研究に関すること。

(5)　その他計画の策定及び変更に関する事項に関すること。

(組織)

第3条　委員会は、委員12人以内で組織し、医療、保健、福祉関係者、各種団体の長及びその他村長が必要と認めた者のうちから、村長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条　委員の任期は、3年とする。

2　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条　委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の聴取等)

第7条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条　委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第10条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

**2．長生村障がい者計画等策定委員名簿**

自 令和２年８月　１日

至 令和５年７月３１日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　　名 | 委嘱区分 | 所属等 | 備　考 |
| １ | 木 島　 清 | 福 祉 | 社会福祉協議会会長 | 委員長 |
| ２ | 汐 田 千惠子 | 村長が必要と認めるもの | 母里子ネット代表理事 | 副委員長 |
| ３ | 中 村 隆 男 | 福 祉 | 民生委員児童委員協議会長 |  |
| ４ | 澁 澤　　茂 | 各種団体の長 | 中核地域生活支援センター長生ひなた所長 |  |
| ５ | 橋 本　義 隆 | 各種団体の長 | 長生地域生活支援センター |  |
| ６ | 鈴 木　文 子 | 村長が必要と認めるもの | 長生村知的障害者相談員 |  |
| ７ | 牧　　 學 | 各種団体の長 | 村身体障害者福祉会会長 |  |
| ８ | 松 島　栄 一 | 村長が必要と認めるもの | 九十九会 一松工房施設長 |  |
| ９ | 門 口　　昭 | 村長が必要と認めるもの | 議会議員 |  |
| １０ | 難 波　博 明 | 村長が必要と認めるもの | 長生村身体障害者相談員 |  |
| １１ | 大 野　由記子 | 医療保健 | 長生健康福祉センター長 |  |
| １２ |  川 島　千 秋 | 医療保健 | 健康推進課長 |  |

|  |
| --- |
| **長生村障がい者計画・長生村第6期障がい福祉計画****・長生村第２期障がい児福祉計画**発行　令和　３ 年 ３月編集　長生村役場　福祉課〒２９９－４３９４千葉県長生郡長生村本郷１番地７７ＴＥＬ　０４７５（３２）６８１０ＦＡＸ　０４７５（３２）６８１２ |